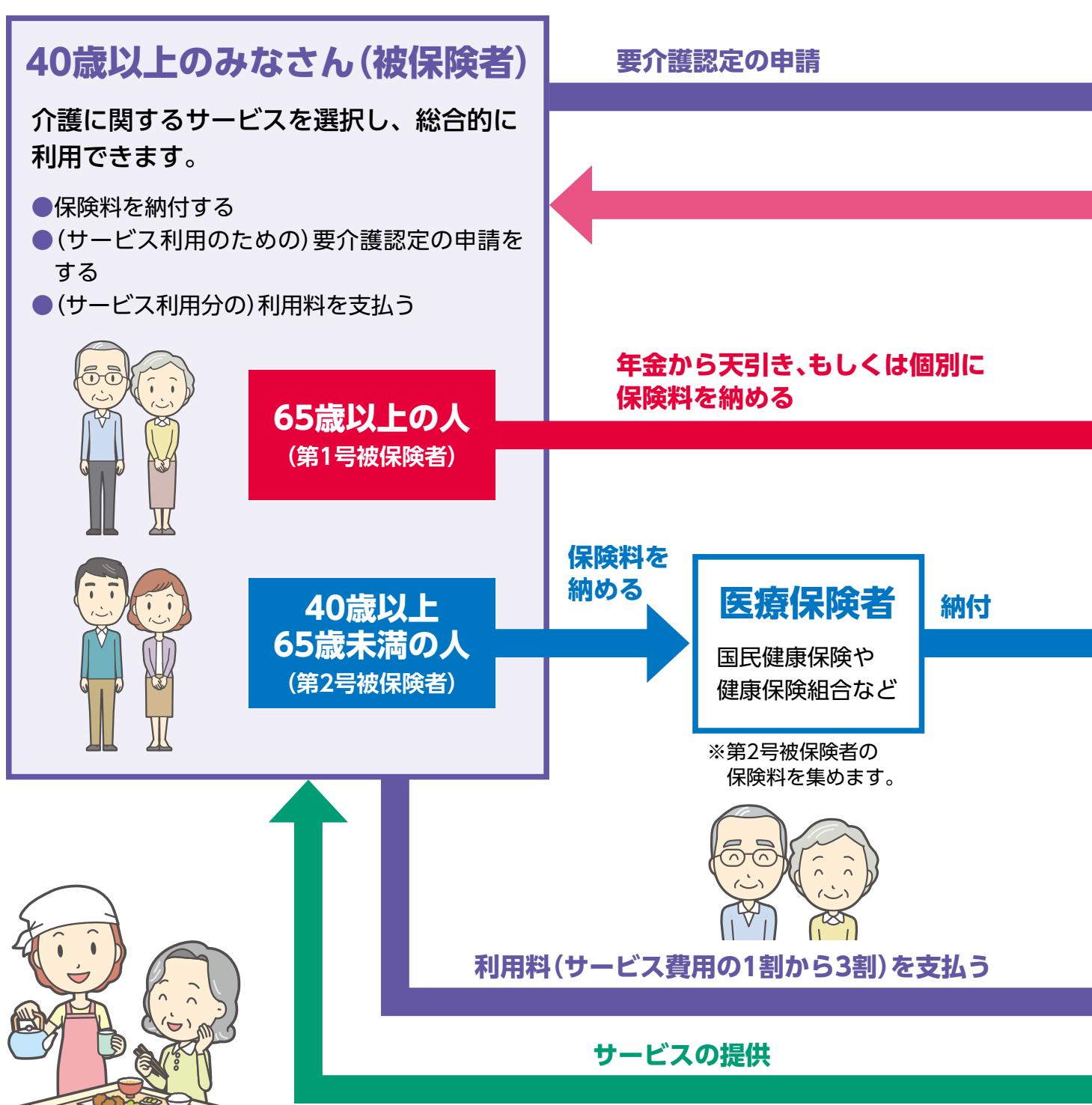


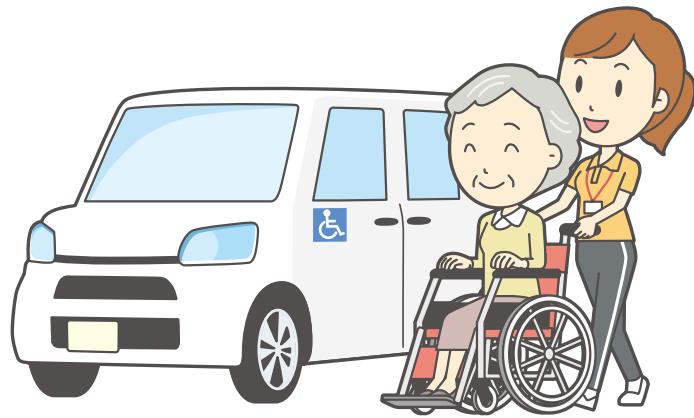
2 介護保険のしくみ

2-1 介護保険制度

介護保険制度は、みんなの住む船橋市が保険者となって運営します。

40歳以上の人全員が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部（原則として1割から3割）を支払って介護サービスを利用するしくみとなっています。





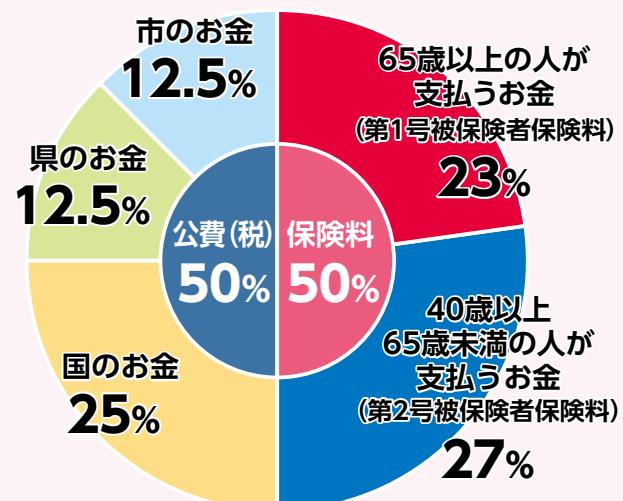
被保険者証の交付・要介護認定

船橋市(保険者)

みんなが住んでいる市区町村が介護保険制度の運営を行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- サービスの確保・整備

介護保険の財源構成



社会保険 診療報酬 支払基金

保険料を
交付

※集めた保険料を
船橋市へ交付します。

サービス提供事業者

(指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織など)

利用者に合った介護サービ
スを提供します。

- 在宅での介護サービスの提供
- 施設での介護サービスの提供



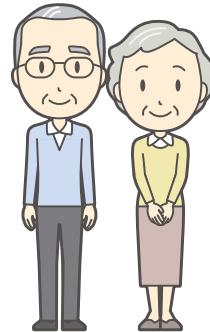
介護報酬の支払い
(サービス費用の9割から7割)

2-2 被保険者

40歳以上の人には、介護保険の被保険者（加入者）となります。被保険者は年齢によって第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）に分けられます。

◎ 65歳以上の人には第1号被保険者です

65歳以上の人には第1号被保険者になります。第1号被保険者は原因を問わずに、日常生活を送るために介護や支援が必要となった場合に市の認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。



◎ 40歳以上65歳未満の人には第2号被保険者です

40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人は第2号被保険者になります。

第2号被保険者は老化が原因とされる病気（※特定疾病）により、日常生活を送るために介護や支援が必要となった場合に市の認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。



※ 特定疾病

● がん

（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

● 関節リウマチ

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症

● 初老期における認知症

- 進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
- やびいパーキンソン病

● 脊髄小脳変性症

- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症

● 糖尿病性神経障害、

- 糖尿病性腎症および
糖尿病性網膜症

● 脳血管疾患

- 閉塞性動脈硬化症

● 慢性閉塞性肺疾患

- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う
変形性関節症

◎加入は40歳になったら

介護保険に加入するのは、40歳の誕生日の前日からになります（誕生日が月の初日の人は前月の末日になります）。

40歳になったとき		65歳になったとき	
例 7月1日生まれ ▼ 6月30日から 加入します (第2号被保険者)	7月2日生まれ ▼ 7月1日から 加入します (第2号被保険者)	例 9月1日生まれ ▼ 8月31日から 第1号被保険者 となります	9月2日生まれ ▼ 9月1日から 第1号被保険者 となります

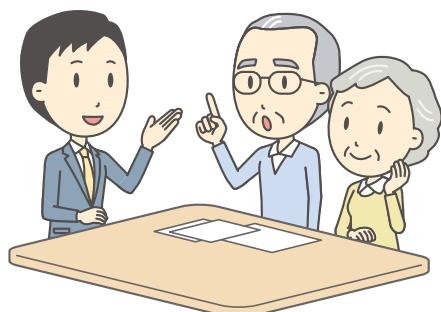
介護保険に加入するための手続きは、第1号被保険者については市区町村ごとに、第2号被保険者については医療保険ごとに行うため、個別に手続きする必要はありません（被保険者となったあと、転出入する場合などは届け出が必要となります）。

◎届け出が必要なとき

65歳以上の人（第1号被保険者）は、次のようなときに届け出が必要です。本人もしくは世帯主が届け出てください。

- 他の市区町村から転入したとき
- 他の市区町村へ転出するとき*
- 市内で住所が変わったとき*
- 氏名等が変わったとき*
- 被保険者が死亡したとき*

*印の場合は被保険者証を添付して届け出てください。



こんなときは？

他の市区町村の介護保険住所地特例施設に入所して、
住所を施設に変更した場合は

介護保険施設に入所することにより、住所をその施設に変更した場合は、住所変更前の市区町村の被保険者になり、被保険者証も住所変更前の市区町村から交付されます。また、継続して別の介護保険施設に入所して、住所を施設に変更した場合には、最初の施設への入所前の住所地の市区町村の被保険者になります。

「養護老人ホーム」「軽費老人ホーム」「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」なども同様です。

2-3 被保険者証

被保険者証は介護保険の被保険者であることを証明するとともに、介護サービスを利用するときなどにかかせないものです。大切に扱いましょう。

◎ 被保険者証が交付されるとき

65歳以上の人

第1号被保険者

みんなに交付されます。

40歳以上65歳未満の人

第2号被保険者

要介護・要支援の認定を受けた人に
交付されます。

◎ 被保険者証はこんなときに使います

被保険者証は、要介護認定の申請やサービスを利用するときなど、介護サービスの利用にはかかせないものです。忘れずに提示しましょう。

要介護認定の申請

介護が必要となり、要介護認定の申請をするときに提出します。
(17ページ参照)

ケアプランの作成

ケアプランの作成依頼を市に届け出るとき、また事業者などに計画作成を依頼するときに提出します。
(22～25ページ参照)

サービスの利用

在宅サービス、施設サービス等を利用するときは、事業者や施設に提示します。
(26ページ参照)



こんなときは？

被保険者証を、紛失してしまった・焼失してしまった…

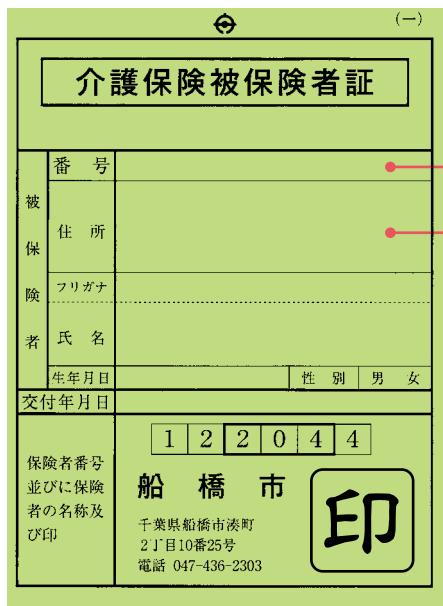
被保険者証は再交付できます。市役所本庁舎3階介護保険課、船橋駅前総合窓口センター、各出張所で再交付申請書を受付するほか、郵便での提出も可能です。また、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルの「ぴったりサービス」（詳細は二次元コードから）でお手続き可能です。



◎被保険者証の記載内容を確認しましょう

介護保険の被保険者証には、要介護認定の結果など介護サービスを利用するための大変な情報が記載されています。必ず確認しておきましょう。

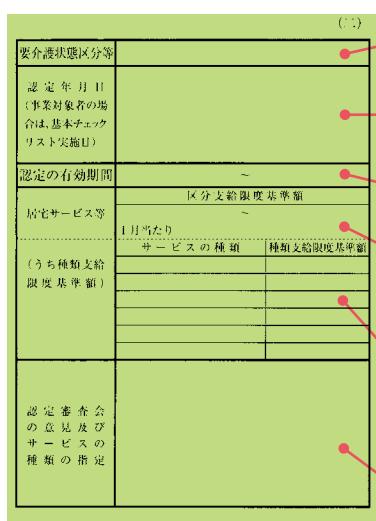
申請などで使用するので、大切に保管してください。



被保険者証の番号を別に控えておきましょう。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないかを確認しましょう。

裏面の注意事項をよく読みましょう。



①認定された要介護状態区分等（要支援1・2、要介護1～5、事業対象者）。

②市が認定した年月日（事業対象者の場合は基本チェックリスト実施日）。

③認定の有効期間は新規・変更認定の場合は3～12カ月、更新認定の場合は3～48カ月間。

④1カ月間に介護保険を適用して利用できるサービスの上限の目安です。要介護状態区分により異なります。介護保険の「単位」での表示となります。（目安の金額については28ページ参照）

⑤個別のサービスの上限が設定されます。

⑥認定審査会の意見が付されている場合は、その内容に沿ってサービスを利用します。

⑦保険料の滞納などで給付に制限がある場合に記載されます。

⑧ケアプランの作成を依頼する居宅介護支援事業者名等が記載されます。

⑨施設サービスを利用する場合に、介護保険施設などで名称や入退所等年月日を記載します。

※①～⑨については、該当する場合のみ記載されます。

